

岩手県立船越家族旅行村ジャブジャブプール調査設計業務委託

特記仕様書

第1条 適用

本業務の実施に当たっては岩手県県土整備部制定「測量業務共通仕様書令和6年10月1日以降適用」等に基づき実施するものとし、共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第2条 業務の目的

本業務は、岩手県立船越家族旅行村のジャブジャブプール撤去に当たり、周辺への影響や今後の沢の管理を考慮した撤去工法を検討するため、測量、調査及び概略設計を行うものである。

第3条 委託箇所

岩手県が管理する、岩手県立船越家族旅行村とする。
対象施設：平面図参照

第4条 業務の内容

- (1) 地上測量業務
4級基準点測量 N=6点
現地測量 N=0.015 km²
路線測量 N=0.15 km
- (2) 河川、砂防及び海岸業務
河道計画 N=1式
周辺への影響や今後の沢の管理を考慮したプールの撤去工法を検討し、概略設計を行うもの。
- (3) 土地調査
用地測量 N=3ha

第5条 打合せ協議

業務は、調査職員と打合せを行いながら進め、下記のとおり打合せを行うこととし、その他必要に応じて適宜行うものとする。

- (1) 地上測量業務、土地調査
当初打合せ1回、中間打合せ1回、取りまとめ時点1回の合計3回とする。
- (2) 河川、砂防及び海岸業務
当初打合せ1回、中間打合せ2回、取りまとめ時点1回の合計4回とする。

第6条 成果品

成果品は以下のとおりとするが、内容等については調査職員と協議すること。
業務報告書 製本2部（A4版）及び電子媒体2部（CD-R）

第7条 管理技術者

管理技術者（業務の成果品の品質を維持・確保するため本業務委託をつかさどる者で測量は主任技術者、補償関係コンサルタントは主任担当者をいう。以下同じ。）は、次の各号に該当する者とする。なお、(1)から(3)の資格を併せ持つ者に限り、同一の者を配置することができる。

- (1) 地上測量業務
主任技術者は測量士の資格を有すること。

(2) 河川、砂防及び海岸業務

管理技術者は①～⑤のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士・総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ② 技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ③ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ④ 大学又は高等専門学校卒業後、河川、砂防及び海岸業務の経験が20年以上の者
- ⑤ 高等学校又は専修学校卒業後、河川、砂防及び海岸業務の経験が25年以上の者

(3) 土地調査（用地測量）業務

主任担当者は①～④のいずれかの資格を有すること

- ① 測量士
- ② 補償業務管理士（土地調査部門）
- ③ 土地調査業務経験7年以上の者
- ④ 補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（土地調査部門）

第8条 担当技術者

担当技術者は、次の各号に該当する者とする。なお、(1)及び(2)の資格を併せ持つ者に限り、同一の者を配置することができる。

(1) 地上測量業務

測量士又は測量士補の資格を有すること。

(2) 土地調査（用地測量）業務

測量士の資格を有すること。

第9条 照査技術者

河川、砂防及び海岸業務における照査技術者は①～⑤のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士・総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ② 技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ③ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ④ 大学又は高等専門学校卒業後、河川、砂防及び海岸業務の経験が20年以上の者
- ⑤ 高等学校又は専修学校卒業後、河川、砂防及び海岸業務の経験が25年以上の者

第10条 資料の貸与

必要な資料については、協議により発注者から貸与することができる。

第11条 疑義等

本業務の実施に当たり、疑義等が生じた場合には発注者と速やかに協議を行うものとする。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__